

4月30日政府交渉向け質問事項

1. 川内原発の火山影響評価について

- 1-1. 破局的噴火の可能性について、規制委は、専門家の判断を重視して有識者会合を開くべきだと考えるが、実施するつもりはないのか。
- 1-2. 新聞社や通信社のアンケート調査によっても、多くの火山学者が、川内原発の再稼働に慎重ないしは反対の姿勢を示している。これをどう受け止めているのか。
- 1-3. 規制庁は、火砕流への対処方針の策定は、事業者の自主的な取り組みではなく、規制の枠内で行うとしたが、この場合、対象となるのは、九州電力が挙げた5つのカルデラ（阿蘇、加久藤・小林、始良、阿多、鬼界）のうちのどれか。
- 1-4. 火砕流への対処については、原子炉の停止措置では不十分であり、使用済み燃料を含む核燃料の避難などの措置が必要となる。具体的にどのような措置を要求するのか。その場合、最大でどの程度の時間がかかるのか。
- 1-5. これまで火山噴火予知は、成功したとしてもせいぜい噴火の数ヶ月前である。火砕流への対応では何十年も前にその前兆をとらえることが必要だが、そのような確証はあるのか。
- 1-6. 九電は、破局的噴火が早い段階で捉えられる根拠として、破局的噴火直前の100年から1000年の間にマグマが急速に供給されることを岩石学的調査により明らかにした論文を挙げている。島崎委員長代理は、これが日本の事例ではないことを問題にし、九電は、九州のカルデラについて岩石学的な調査を準備している旨発言した（95回審査会合）。
  - (1) 規制委側が要求した日本の事例とは、九州の5つのカルデラ（阿蘇、加久藤・小林、始良、阿多、鬼界）すべてについてであるということによいか。
  - (2) 岩石学的調査について、九電は当事者であり、九電に不利な結果であれば、立地不適となる調査であることから、調査は九州電力に実施させるのではなく、規制委が独自に実施すべきだと考えるがいかか。
  - (3) 仮に急速なマグマの供給がある場合でも、その兆候を確実に捉えることができるのか。その根拠は何か。九電は、急激な変動があるとしているが、その根拠は何か。
  - (4) 破局的噴火に至るマグマの供給が既に終わっている可能性はないのか。
- 1-7. 仮に前兆を捉えた場合にも、それが破局的噴火に至るか否かを判断することは困難であることを多くの火山学者が指摘している。モニタリングにより、異常と判断した場合、これが通常の噴火の前兆なのか、破局的噴火に至る前兆なのかを判断する判断基準を明らかにされたい。
- 1-8. 規制委として、火山の専門家による有識者会合を開くとのことだが、それまでは審査中断すべきではないか。

2. 汚染水問題

2-1. 原発事故での汚染水については、格納容器から漏れ出てくる気体状の放射性物質を放水砲で撃ち落としたものを念頭に置いており、汚染水対策としては福島原発事故を踏まえて「新たに『特定原子力施設』の枠組みを構築しており、その中で対応することとしています」とのことだった（前回解答）。

- (1) 福島原発事故では、汚染水が格納容器を貫いてタービン建屋に流れているが、「特定原子力施設」の枠組みでは、このような汚染水を想定しているか。審査の対象となる対策は具体的にどのようなものか。
- (2) 川内原発で想定されている海洋流出抑制策はどのようなものか。
- (3) 少なくとも、下部キャビティの汚染水がコンクリートを通り抜けて外部に流出するが、それについてはどう考えているか。

2-2. 昨年10月17日に突然、E-1の全ベータ濃度が4000倍以上に跳ね上がった原因について。

- (1) 東京電力に地下流動解析モデルを用いた分析を求めているとのことだったが、これはいつできるのか。拡散モデルは昨年4月19日の特定原子力施設監視・評価検討会でも報告されているが、突然の跳ね上がりは再現できないのではないか。
- (2) なぜ直接的な追跡調査をしないのか。

2-3. 地下水バイパス揚水井No. 12のトリチウム濃度は最近明らかな上昇傾向を示し、4月15日に1600ベクレル/Lに達して、運用目標の1500ベクレル/Lを超えた。

- (1) 最近の上昇傾向の原因は何か。
- (2) 汚染地下水を海洋に流す計画は中止すべきではないか。

### 3. 原子力防災・避難計画について

#### 3-1. 汚染検査（スクリーニング）の省略等について

規制庁は、全国の立地県などを集めた「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム第3回合同会合」（1月21日）で「原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）」を示した。そこでは「まず、車両の汚染検査を行い、当該車両にOIL4超の汚染があった場合には乗員の代表者に対して汚染検査を行うこと」とし、（解説）では以下のようになっている。

##### (1) 車両の汚染と乗員などを「同様とみなす」について

車両で基準値（OIL4）を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなすとなっている。

どのようにして車両とそれに乗っている人等が同様の汚染だと判断できるのか。

##### (2) 「代表者」の検査で、同乗者全員を「同様とみなす」について

車両の汚染が基準値を超えた場合は、乗員の代表者を検査し、その代表者が基準値以下の場合には、同乗者全員も「同様とみなす」となっている。例えば、バスの集合地点までの経路や各人の行動等によって個々人の汚染状況は異なる。

- ① どうやって「代表者」を決めるのか。
  - ② このような検査の省略では、個々の住民の安全を守ることはできないのではないか。
- (3) このような汚染検査の省略・手抜きは撤回し、全ての人に汚染検査を実施すべきではないか。

### 3-2. 汚染検査・除染を実施する場所について

(1) 実施場所は「骨子」に示されているように、30km圏外近傍の避難経路に面する所という認識でいいか

### 3-3. 除染について

汚染検査は、除染とセットでなければ意味はない。除染の方法について、

(1) 汚染検査で汚染が確認された住民には、

- ① どのような除染を行うのか。
- ② O I Lの基準は、全身除染の基準か。
- ③ 安定ヨウ素剤の服用も必要ではないか。

(2) 汚染検査で汚染が確認された車両には、

- ① どのような除染を行うのか
- ② 除染によって出た汚染水の処理方法は決まっているのか。

### 3-4. 汚染検査の基準値について O I L 4 = 120Bq/cm<sup>2</sup> (40,000cpm)

(1) この基準値 120Bq/cm<sup>2</sup>は、法令で定められている放射線管理区域から物を持ち出す基準値 4 Bq/cm<sup>2</sup>の30倍にあたる。この基準は高すぎて、避難先の汚染拡大防止はできないのではないか。

(2) 40 Bq/cm<sup>2</sup>は小児の甲状腺等価線量 100mSvに相当するとされている<sup>※1</sup>。現在の基準値 120Bq/cm<sup>2</sup>は、およそ300mSvにも相当することになる。

- ① 安定ヨウ素剤投与基準の50mSvと比べて、この基準値は高すぎるのではないか。
- ② 子ども達の甲状腺被ばくの可能性を初期の段階で見逃すことになり、妊婦・乳児・幼児・要支援者、住民の安全を確保することはできないのではないか。

(3) このような高い基準値は撤回すべきではないか。

### 3-5. 要支援者の避難計画の実効性について

(1) 各地では要支援者等への対策として、原発から数kmという近くの施設で「屋内退避」の策が進められている。これは、要支援者も介護などを行う医師・看護師・介護者にも高い被ばくを強要することになる。このような「屋内退避」で要支援者の安全を守ることができるのか。

(2) 少なくとも30km圏内の要支援者の避難計画が必要だという認識でいいか。

### 3-6. 避難計画と再稼働について

規制委員会の田中委員長は、規制基準適合性審査と防災計画は「車の両輪」と述べている。実効性のある防災計画がない下では、住民の安全は守れないのではないか。川内原発の再稼働はできないのではないか。

4月30日政府交渉主催団体：反原発かごしまネット／グリーン・アクション／美浜・大飯・高浜  
原発に反対する大阪の会／福島老朽原発を考える会／FoE Japan／原子力規制を監視する市民の会  
問い合わせ先：090-8116-7155 阪上

<sup>※1</sup> 「体表面汚染密度で40Bq/cm<sup>2</sup>は、放射性ヨウ素による小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当する被ばくをもたらすと想定される体表面汚染密度に換算したものとされている。」

原子力安全委員会 被ばく医療分科会資料（医分第31-4号）2012/02/24

「スクリーニングに関する提言（案）」3頁より